

【答申案】

第 2 期

出雲市スポーツ推進計画

《令和4年度（2022）～令和8年度（2026）》

令和4年（2022） 月

出 雲 市

目 次

第1章 策定の趣旨	1
第2章 前計画の検証	2
1 スポーツがあふれるまちづくり	2
2 スポーツを担う人づくり	3
3 スポーツを支えるネットワークづくり	4
第3章 計画の基本的な考え方	6
1 計画策定の意義	6
2 計画の位置づけ	6
3 計画の基本理念	6
4 計画の基本目標	6
5 計画の期間	10
6 計画におけるスポーツの定義	10
7 施策の体系	11
第4章 具体的施策	12
1 スポーツがあふれるまちづくり	12
(1) ライフステージに応じたスポーツ活動の推進	12
(2) 共生社会実現に向けたスポーツ活動の推進	14
(3) 各種スポーツ大会の充実	14
(4) スポーツツーリズムの推進	15
2 スポーツを担う人づくり	17
(1) 指導者及びボランティアの育成・確保	17
(2) 選手強化施策の充実	18
3 スポーツを支えるネットワークづくり	20
(1) スポーツ環境の充実	20
(2) 関係団体との連携・協力	22
(3) スポーツ情報の充実	23
第5章 計画の推進	24
1 計画推進のための役割	24
2 計画の進行管理	25

第1章 策定の趣旨

出雲市は、平成18年（2006）3月に「出雲市スポーツ振興基本計画」を策定しました。その後、スポーツの振興・発展を図るため、平成28年（2016）5月に「出雲市スポーツ推進計画」を策定し、スポーツの振興に努めてきました。

一方、国においては、平成29年（2017）3月に、4つの基本方針「①スポーツで「人生」が変わる、②スポーツで「社会」を変える、③スポーツで「世界」とつながる、④スポーツで「未来」を創る」を掲げた「第2期スポーツ基本計画」が策定されました。

近年は、少子高齢化、情報通信技術の発展や市民のライフスタイル、価値観の多様化など、様々な社会情勢の変化が急速に進むとともに、スポーツを取り巻く環境も大きく変化しています。

本市においても、令和6年（2024）春の開館を目指し、新体育館の整備を進めており、本市におけるスポーツ環境も変化していく見込みです。

また、令和12年（2030）には、島根県で「第84回国民スポーツ大会及び第29回全国障害者スポーツ大会」（以下、「島根県国スポ・障スポ」という。）^{※1※2}が開催されることになっており、出雲市でも複数の競技が行われる予定です。この大会に向けても、選手育成などの取り組みが非常に重要となります。

このような状況の中、現行計画の計画期間が満了することに伴い、更なるスポーツ振興を目指し、市民のニーズに的確に対応していくため、「第2期出雲市スポーツ推進計画」を策定するものです。

^{※1} 「国民体育大会」は、令和6年（2024）に開催される佐賀県大会から、「国民スポーツ大会」に改称されます。

^{※2} 出雲市では、平成20年（2008）9月1日から、市が作成する文書等について、「障害」という言葉が「人」や「人の状況・状態」を表す場合は、「害」をひらがな表記し、「障がい」と表記することとしています。本計画においても、この取扱いによりひらがな表記することを原則としています。なお、法令条例等や、団体、施設の名称等の固有名詞は、従来どおり「障害」と表記しています。

第2章 前計画の検証

出雲市スポーツ推進計画の検証

本市のスポーツ推進計画を策定するに当たり、平成28年（2016）5月に策定した前計画の実施状況を検証しました。検証後の成果と課題については、新計画に反映します。

検証結果については、次のとおりです。

1 基本目標「スポーツがあふれるまちづくり」について

(1) ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

主な取組と現状	成果と課題
① 幼少期及び小学生の子どもたちのために、スポーツに親しむきっかけづくりとして、スポーツ好きっ子育て事業を展開しました。	① スポーツに親しむきっかけづくりとして効果があり、スポーツ人口拡大の為に引き続き実施します。
② スポーツ少年団や体育協会加盟の競技団体が中心となって、各種スポーツ大会が開催され、本市のスポーツ振興が図られてきました。	② 本市のスポーツ振興が図られてきたことから、今後も継続して各種スポーツ大会を開催します。
③ スポーツ推進委員協議会が行うニュースポーツ教室やスポーツ団体等が開催する各種スポーツ教室等の開催により、生涯スポーツの普及が図られてきました。	③ 市民への生涯スポーツの普及が行われ、健康増進が図られてきたことから、今後も継続して実施します。

(2) 各種スポーツ大会の充実

主な取組と現状	成果と課題
① 地元選手の名を冠とした大会を開催することで、子どもたちに夢を与え、競技力向上、競技人口の拡大を図ってきました。また、市民参加型のスポーツ大会を開催することで、幅広い年齢層の体力・健康づくりが図られてきました。	① 各種スポーツ大会の開催により、競技力向上や競技人口の拡大、市民の体力・健康づくりにつながっています。したがって、引き続き実施します。
② 2020東京オリンピック・パラリン	② 多くの市民が世界トップレベルのプレ

ピックを契機としたソフトボール大会を開催し、機運醸成が図られました。	一に触れるきっかけとなり、本市のスポーツ振興に資するものとなりました。 今後は、この機運を継続していく必要があります。
---	---

(3) スポーツツーリズムの推進

主な取組と現状	成果と課題
① 出雲全日本大学選抜駅伝競走、大相撲出雲場所、全国高校総体の柔道競技開催などの大型スポーツイベントを開催することにより、本市のスポーツ振興に資するとともに、地域振興・観光振興を図ってきました。 ② 出雲全日本大学選抜駅伝競走の開催やディオッサ出雲への支援、2020東京オリンピック・パラリンピックの事前キャンプの誘致を実施し、スポーツによるシティーセールスを行いました。	① 左記の大型スポーツイベントは、市民の体力づくりや交流人口の拡大、地域の活性化に資するものと考えます。したがって、引き続き実施します。 ② スポーツ振興とともに、本市のシティーセールスにもつながり、市民の一体感の醸成も図られるものと考えます。 したがって、事前キャンプ以外は引き続き実施します。

2 基本目標「スポーツを担う人づくり」について

(1) 指導者及びボランティアの育成

主な取組と現状	成果と課題
① 各スポーツ団体により、指導者育成の講座・研修が実施されているが、指導者が減少傾向にあり、世代交代も進んでいない現状があります。また、部活動において、外部指導者の導入が進んでいます。 ② スポーツボランティアについては、各種スポーツイベントにおいて、各種団体・企業からの協力が得られる体制が構築できています。	① 各スポーツ団体の指導者については、島根県国スポ・障スポに向けて県の指導者確保・育成計画も踏まえ検討する必要があります。また、部活動指導員についても、学校等とスポーツ団体の連携を図る必要があります。 ② 現状のスポーツイベントにおいては、協力体制が構築できていますが、島根県国スポ・障スポに向けては、更なるスポーツボランティア体制の構築が必要と考えます。

(2) 選手強化施策の充実

主な取組と現状	成果と課題
① ジュニア期選手育成事業や、全国大会等への出場に対する補助金や激励金により、競技力向上や、大会参加機会の増加が図られている。	① 島根県国スポ・障スポを見据え、県の競技力向上計画も考慮しながら、選手育成・強化の内容を検討していく必要があります。 また、大会派遣補助金や激励金は、大会参加の機会増加につながっていることから、引き続き実施します。

3 基本目標「スポーツを支えるネットワークづくり」について

(1) スポーツ環境の充実

主な取組と現状	成果と課題
① 施設の安全性や長寿命化に配慮しながら適正な管理に努めるとともに、サッカー場を人工芝生化し、年間利用を可能としました。 また、老朽化に伴い安全性が確保できない、出雲プール及び出雲体育館については、廃止しました。	① 老朽化施設も多いことから、今後も適正な維持管理に努め、長寿命化を図る必要があります。
② 新体育館については、P F I手法を用い建設することとし、事業者を選定し、令和6年（2024）4月の開館に向け事業を実施しています。	② 新体育館については、P F I手法を用い、令和6年（2024）4月の開館に向け、着実に事業を実施していく必要があります。
③ 県立浜山公園野球場の整備については、島根県立浜山公園野球場改築整備促進期成同盟会との要望活動により、バックスタンド等の改修工事の実施につながりました。	③ 県立浜山公園野球場の整備については、野球場の一部改修は行われたものの、プロ野球が開催出来るような仕様とはなっていないため、引き続き要望を続けていく必要があります。
④ スポーツ団体の組織強化として、出雲市体育協会の組織の見直しが検討されましたが、早急な見直しは困難となり、検討が中断されています。	④ 今後も、引き続き検討が必要です。

(2) 学校等とスポーツ団体の連携強化

主な取組と現状	成果と課題
① 学校施設の開放や、外部指導者の導入などにより、学校等とスポーツ団体との連携は進んでいると考えられます。 ② スポーツ推進委員が、保育園、幼稚園や児童クラブ等でニュースポーツ等の指導を行い、スポーツの推進が図られている。	① 学校部活動については、外部指導者制度が導入されていますが、十分な指導者が確保されていません。今後、更に連携を強化していく必要があります。 ② 保育園、幼稚園や児童クラブ等に各地区のスポーツ推進委員を紹介する等、更に連携を強化し、スポーツの推進を図る必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の意義

国が平成29年（2017）3月に策定したスポーツ基本計画では、スポーツの意義について「スポーツは「世界共通の人類の文化」であり、国民の成熟した文化としてスポーツを一層根付かせ豊かな未来を創ることが、スポーツ振興に携わる者の最大の使命である。スポーツの「楽しさ」「喜び」こそがスポーツの価値の中核であり、全ての人々が自発的にスポーツに取り組み自己実現を図り、スポーツの力で輝くことにより、前向きで活力ある社会と、絆の強い世界を創る。」としています。

本市においても、国が示しているスポーツが持つ意義を念頭におきながら、市のスポーツの振興・発展を図るため、スポーツ推進計画を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、「21世紀出雲スポーツのまちづくり条例」に基づくものであり、かつ、本市の総合振興計画の下位計画に位置付けます。

また、本計画は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第10条の規定に基づく「地方スポーツ推進計画」に当たるものです。

3 計画の基本理念

「夢を育み、人を結び、まちが輝く」スポーツ文化都市・出雲の創造

を基本理念とします。（「21世紀出雲スポーツのまちづくり条例」から）

4 計画の基本目標

本計画の基本理念である『「夢を育み、人を結び、まちが輝く」スポーツ文化都市・出雲の創造』の実現のため、次の3つの基本目標により計画的に諸施策を推進します。

(1) スポーツがあふれるまちづくり

市民の一人ひとりがそれぞれのライフステージに応じて、主体的・継続的にスポーツを楽しみ、市民がいつまでもいきいきと暮らすことができるよう、それぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに触れることができる生涯スポーツ社会の実現を目指します。

また、ライフステージに応じたスポーツ活動を推進するため、市民がスポーツの実践活動を披露する場としてのスポーツ大会や、市民の健康づくりや市民相互の交流を促進する市民参加型のスポーツイベント・スポーツ教室などを、スポーツ団体^{※3}や企業スポーツとの連携により開催します。

加えて、誰でもスポーツを楽しみ、いつまでも続けられることができるよう、多様化するスポーツ種目の体験機会の創出や、障がい者スポーツの普及促進を図ります。

さらに、普段触れる機会が少ないプロスポーツやトップアスリートのプレーを間近で観戦できる機会や、トップアスリートなどと触れ合うことができる機会の提供に努めるとともに、スポーツイベント等と観光を組み合わせたスポーツツーリズムを推進するなど、「スポーツがあふれるまちづくり」を目指します。

【成果指標】

項目	現状値（参考）	目標値 （令和８年度 （2026））
(1) 成人の週１回以上のスポーツ 実施率	令和２年度（2020）実績 ^{※4} 30.8%	65 70%

^{※4} 出雲市スポーツ推進計画アンケート調査結果によります。

(2) 市民参加型スポーツ大会 （市内）参加者数	平成２８（2016）～ 令和元年度（2019）平均 ^{※45} 2,424人	2,900人
-----------------------------	---	--------

^{※45} 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和２年度（2020）は大会中止又は縮小開催のため、平均値を現状値とします。

(3) 大型スポーツイベント （県外）参加者数	平成２８（2016）～ 令和元年度（2019）平均 ^{※56} 1,459人	1,700人
----------------------------	---	--------

^{※56} 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和２年度（2020）は大会中止又は縮小開催のため、平均値を現状値とします。

^{※3} スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体（スポーツ協会、スポーツ少年団、スポーツ推進委員協議会、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ関係NPO法人等）

(2) スポーツを担う人づくり

市民が生涯にわたって自主的・主体的にスポーツに取り組むことができる社会を実現するためには、スポーツを支える指導者の確保・育成が必要となります。

各スポーツ団体及び学校における指導者については、高齢化が進むとともに、指導者が減少傾向にあり、人材の確保とその育成が喫緊の課題となっています。

このため、スポーツリーダーバンクの再構築を検討するとともに、企業スポーツなどとの連携により、部活動指導員を含めた指導者の確保と育成に取り組めます。

また、市が委嘱しているスポーツ推進委員は、スポーツの振興やスポーツ活動の拡大に寄与しており、スポーツ指導者としての確保と育成に努めます。

さらに、各スポーツ団体において、役員や会員の高齢化と人材不足も問題となっており、このことは、スポーツ大会やスポーツイベントの運営にも影響を与えています。島根県国スポ・障スポも見据え、スポーツ大会やスポーツイベントの運営を支えるボランティアの育成・確保に努めていきます。

他方、オリンピック・パラリンピック、世界大会などのトップレベルの大会やプロスポーツでの地元出身選手等の活躍は、市民に感動、勇気そして夢を与えてくれるものです。

各スポーツ団体や企業スポーツとの連携も図りながら、全国をはじめ、世界の舞台で活躍できる選手が数多く誕生するよう支援していきます。

【成果指標】

項目	現状値（参考）	目標値 （令和8年度 （2026））
(1) 出雲駅伝・出雲くにびきマラソン大会 ボランティア総数	平成28（2016）～ 令和元年度（2019）平均 ^{※6・7}	2,300人
	2,225人	

^{※6・7} 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度（2020）は大会中止又は縮小開催のため、平均値を現状値とします。

(2) 国民体育（スポーツ）大会 出場者	平成28（2016）～ 令和元年度（2019）平均 ^{※7・8}	140人
	106人	

^{※7・8} 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度（2020）は大会中止のため、平均値を現状値とします。

(3) スポーツを支えるネットワークづくり

本市には、出雲健康公園出雲ドーム、宍道湖公園湖遊館など、他の自治体にはない特色ある施設があるほか、島根県立浜山公園スポーツ施設を含め、スポーツ施設の充実度は県内トップクラスとなっています。

また、令和6年（2024）春には、新体育館の開館を予定しており、市民が気軽にスポーツ、体力づくりができ、市大会等が開催できる、市の拠点体育館としての役割を期待されています。

一方で、築後40年以上が経過し、老朽化による修繕が必要な施設もあります。既存施設の長寿命化や効果的・効率的な施設運営等に取り組むとともに、本市の新たなシンボルとなる新体育館の建設など、新たなスポーツ施設整備にも取り組み、市民が生涯にわたり継続してスポーツに取り組めるスポーツ環境の充実を図ります。

市内では、各スポーツ団体において様々なスポーツ活動が展開されています。今後、更なるスポーツの振興を図るため、それらの団体の組織強化を行うとともに、役割や機能を十分に発揮できるよう、これらのネットワーク化を図ります。

また、学校現場では、学校部活動の指導者の確保等に課題がある反面、児童・生徒のスポーツに対するニーズは多様化しています。

このことから、学校等とスポーツ団体が連携して指導者の確保を目指す体制構築など、学校等とスポーツ団体とのネットワークづくりも推進します。

加えて、市民がプロスポーツ等に触れる機会を設けるなど、スポーツに取り組む機運醸成を図るため、民間企業等との連携、協力も進めていきます。

他方、近年は、情報通信技術の発達により、市民の情報の入手方法が変化しています。本市においても、SNSやデジタル技術を活用し、スポーツ情報の発信強化や、施設利用における利便性向上を図ります。

【成果指標】

項目	現状値（参考）	目標値 （令和8年度 （2026））
市営スポーツ施設利用者数	平成28（2016）～ 令和元年度（2019）平均※8・9	910,000人
	736,462人	

※8・9 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度（2020）は利用者が大幅に減少しているため、平均値を現状値とします。

5 計画の期間

令和4年度（2022）から令和8年度（2026）までの5年間とします。

6 計画におけるスポーツの定義

スポーツ基本法において、「スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養^{かん}等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。」とされています。

また、国のスポーツ基本計画においては、「スポーツには、オリンピック・パラリンピック競技種目のようなものだけでなく、野外活動やスポーツ・レクリエーション活動も含まれる。」とされています。

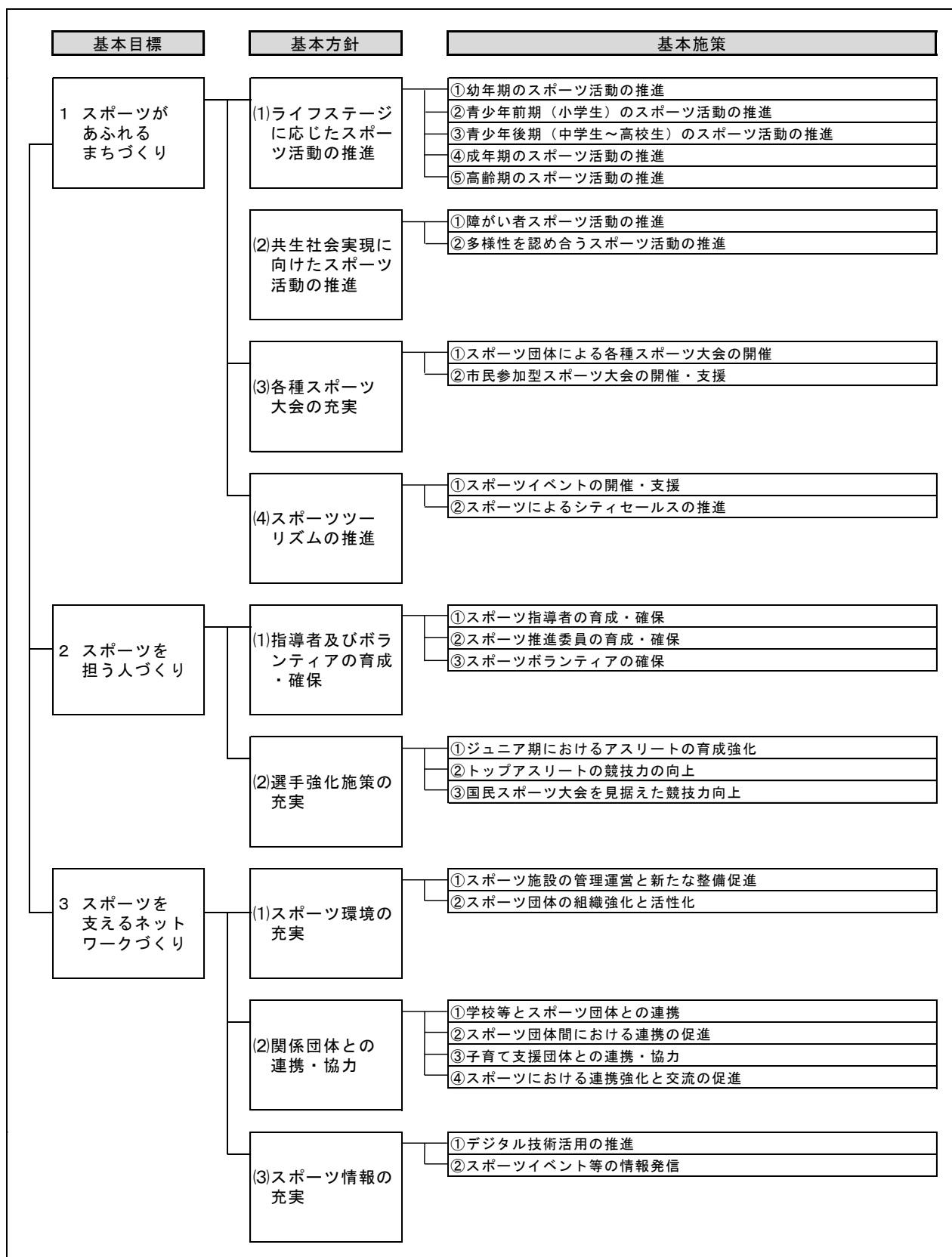
これらを踏まえて、出雲市スポーツ推進計画においては、競技スポーツや生涯スポーツだけでなく、鬼ごっこのような遊びも含めた、身体活動を伴う幅広い活動をスポーツと定義します。

このように、幅広い身体活動をスポーツと定義し、市民のライフステージに応じたスポーツ活動の推進に取り組みます。

7 施策の体系

施策の体系は、下表のとおりとします。

[施策体系]



第4章 具体的施策

1 スポーツがあふれるまちづくり

【基本目標】

スポーツがあふれるまちづくり

【基本方針】

(1) ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

(2) 共生社会実現に向けたスポーツ活動の推進

(3) 各種スポーツ大会の充実

(4) スポーツツーリズムの推進

(1) ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

ライフステージを「幼年期（未就学児）」、「青少年前期（小学生）」、「青少年後期（中学生～高校生）」、「成年期（19歳～64歳）」、「高齢期（65歳以上）」に区分し、それぞれに応じたスポーツ活動を推進します。

① 幼年期のスポーツ活動の推進（未就学児）

幼年期からスポーツに親しむことは、生涯にわたって健康や体力を保持増進していくための基礎となることから、スポーツの楽しさを伝える機会を提供し、体力の向上を図ります。

また、幼年期は、親子でのスポーツ活動が重要であることから、親子でできるスポーツ活動を実施するなど、スポーツの楽しさや大切さを伝える機会を提供します。

ア 遊びやスポーツの楽しさ、大切さを伝える講座の実施

イ 親子・子ども同士でできるスポーツ活動の実施

② 青少年前期のスポーツ活動の推進（小学生）

青少年前期は、心身の健全な発育のための重要な時期であるとともに、スポーツ活動を通して、社会性を身に付けていくことが期待できる時期でもあります。

他方、市内の小学生は、スポーツをしないとしないの二極化などにより、全般的に体力が低下している状況にあります。

このため、学校体育の充実を図るとともに、友だちといろいろな運動が体験できる機会を提供し、体力の向上を図ります。

- ア 学校体育の充実
- イ 遊びやスポーツの大切さを伝える講座の実施【再掲】
- ウ 親子・子ども同士でできるスポーツ活動の実施【再掲】
- エ スポーツ少年団等への加入促進
- オ スポーツ団体によるスポーツ教室の開催

③ 青少年後期のスポーツ活動の推進（中学生～高校生）

青少年後期は、心身ともに大人へと成長する時期であり、丈夫な身体をつくりあげるための大切な時期です。中学校・高校の体育授業や部活動の更なる充実を図るとともに、部活動改革に伴う部活動指導員の育成・確保を図ります。また、様々なスポーツに親しむためには、地域のスポーツ活動へ参加することも重要であることから、各スポーツ団体等が連携・協力し、スポーツ活動を実践できる環境づくりを促進します。

- ア 学校体育（体育授業・部活動）の充実
- イ 部活動指導員の育成・確保
- ウ 中学生・高校生をとりまく社会体育環境の充実

④ 成年期のスポーツ活動の推進（１９歳～６４歳）

成年期は、生活の変化により、スポーツ活動を行う時間の確保が難しくなります。継続的にスポーツに取り組むことで健康の保持増進を図ることができるよう、それぞれの興味・関心に応じて積極的にスポーツ活動に取り組むことができる機会を提供します。

- ア 競技スポーツの推進
- イ 生涯スポーツの推進
- ウ ニュースポーツの推進
- エ 健康増進・体力づくり教室等の開催

⑤ 高齢期のスポーツ活動の推進（６５歳以上）

高齢期は、外出の機会が少なくなり、社会的な関わりを持つことも少なくなります。

高齢者がいつまでも元気な生活を送ることができるよう、スポーツの大切さを啓発するとともにスポーツ活動への参加機会を提供し、健康の保持増進を図ります。

- ア 生涯スポーツの推進【再掲】

イ ニュースポーツの推進【再掲】

ウ 健康増進・体力づくり教室等の開催【再掲】

(2) 共生社会実現に向けたスポーツ活動の推進

障がいの有無、性別、年齢、国籍などの多様性を認め合う共生社会の実現に向けて、障がい者スポーツ活動の推進や、多様性を認め合い、誰もがスポーツを楽しめるよう、多様なスポーツに取り組むことができる機会を提供し、スポーツ活動を推進します。

また、スポーツを通じた障がいの有無を超えた交流の場所や機会の確保が必要です。

加えて、令和12年(2030)には、島根県において「全国障害者スポーツ大会」が開催される予定であり、その大会を見据えた障がい者スポーツの普及促進が必要です。

① 障がい者のスポーツ活動の推進

障がいのある人のスポーツ活動の推進については、障がいのある人が自主的かつ積極的にスポーツ活動に取り組むことができる機会を提供します。

また、「全国障害者スポーツ大会」を見据えた障がい者スポーツの普及を促進します。

ア 障がい者のスポーツ活動の推進

イ スポーツ交流の場の確保

ウ 「全国障害者スポーツ大会」を見据えた障がい者スポーツの普及促進

② 多様性を認め合うスポーツ活動の推進

多様性を認め合うスポーツ活動の推進については、誰もが、スポーツを楽しめるように、障がいの有無、性別、年齢、国籍などの違いを認めお互いを尊重し合いながら、多様なスポーツを共に体験する機会を創出し、スポーツ活動を推進します。

ア 多様性を認め合うスポーツ活動の推進

イ 多様なスポーツの体験機会の創出

(3) 各種スポーツ大会の充実

市民が、生涯にわたりスポーツに親しみ、スポーツを通して市民相互の交流と一体感の醸成が図れるよう、スポーツ団体による各種大会や、市民参加型のスポーツ大会やスポーツイベントを引き続き開催します。

① スポーツ団体による各種スポーツ大会の開催

市民のスポーツ活動の成果発表の場・交流の場として各種スポーツ大会を開催し、もって更なるスポーツの推進を図ります。

また、子どもたちに夢を与え、競技力の向上と競技人口の拡大を図るため、地元出身選手の名を冠とした大会など特色ある事業を展開していきます。

ア スポーツ団体による各種スポーツ大会の開催

イ 和田毅杯少年野球大会の開催

ウ 吉岡隆徳記念出雲陸上競技大会の開催

② 市民参加型スポーツ大会の開催・支援

市民が、生涯にわたりスポーツに親しむとともに、体力づくりや健康増進を図るため、出雲くにびきマラソン大会や一畑薬師マラソン大会など、市民参加型スポーツ大会を引き続き開催していきます。

ア 出雲くにびきマラソン大会の開催

イ 一畑薬師マラソン大会の開催

ウ スイムラン in 多伎への支援

エ 出雲の國ソーデーウオークへの支援

(4) スポーツツーリズムの推進

スポーツツーリズムは、「スポーツ」と「観光」を結びつけることで、スポーツの観戦や参加するだけではなく、周辺の観光や地域の人々との交流も付加し、交流人口の増加や地域活性化につなげるものです。

本市には、島根県立浜山公園や出雲健康公園など、多種目の競技に対応した公共スポーツ施設を有しています。また、豊かな自然の中で、スポーツを楽しめる環境にあります。これらの施設や自然環境を活用して、スポーツツーリズムやシティセールスに資するスポーツイベントの開催や合宿、プロスポーツリーグ戦等の招致などの取組を進めます。

① スポーツイベントの開催・支援

本市では、出雲全日本大学選抜駅伝競走や出雲くにびきマラソン大会などのスポーツイベントを開催しています。今後も、こうしたスポーツツーリズムに資するスポーツイベントの開催・支援に取り組めます。

ア 出雲全日本大学選抜駅伝競走の開催

イ 大相撲出雲場所の開催（3年に1回開催）

- ウ プロスポーツリーグ戦等の招致
- エ 出雲くにびきマラソン大会の開催【再掲】
- オ 一畑薬師マラソン大会の開催【再掲】
- カ 和田毅杯少年野球大会の開催【再掲】
- キ スイムラン in 多伎への支援【再掲】
- ク 出雲の國ソーデーウオークへの支援【再掲】
- ケ 吉岡隆徳記念出雲陸上競技大会の開催【再掲】

② スポーツ活動によるシティセールスの推進

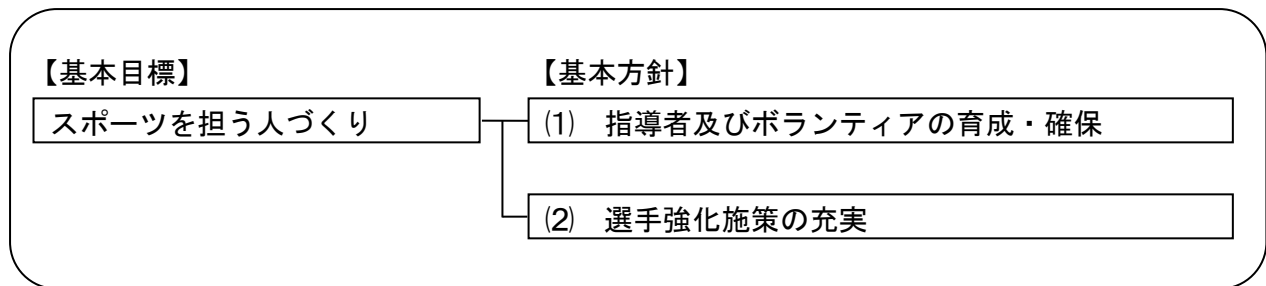
出雲全日本大学選抜駅伝競走は、本市が推進するシティセールスに資するスポーツイベントであり、引き続き実施します。

また、本市を活動拠点として、女子プロサッカーリーグ「WEリーグ」参戦を目指すディオッサ出雲F Cについても、シティセールスの視点から、更には市民の一体感の醸成と地域の活性化を図ることからも、引き続き支援していきます。

さらに、スポーツ施設を活用した強化合宿の誘致について検討を行い、実施を目指します。

- ア 出雲全日本大学選抜駅伝競走の開催【再掲】
- イ ディオッサ出雲F Cへの支援
- ウ スポーツ施設を活用した強化合宿の誘致の検討・実施

2 スポーツを担う人づくり



(1) 指導者及びボランティアの育成・確保

スポーツ団体における指導者不足が叫ばれる中、それぞれのスポーツ団体が主体的に指導者の育成・確保に取り組むとともに、市は、スポーツリーダーバンクの再構築や部活動指導員の育成・確保に向け検討を行い、企業スポーツとの連携により指導者教室を開催するなど、市とスポーツ団体が連携して、新たな指導者の育成・確保に努めていきます。

また、市が委嘱しているスポーツ推進委員は、地域スポーツのコーディネーターなどの役割を担っており、スポーツ指導者としての育成・確保が求められます。

このほか、市が開催するスポーツ大会やスポーツイベントを開催するうえで、スポーツボランティアの協力は不可欠であることから、スポーツボランティアの確保にも努めます。

① スポーツ指導者の育成・確保

指導者不足を解消するため、スポーツ団体は、指導者の育成に資する講座・研修会など、引き続き開催していきます。

一方、市は、スポーツリーダーバンクの再構築を進めていきます。

ア スポーツ団体による講座・研修会等の開催

イ スポーツリーダーバンクの再構築

ウ 部活動指導員の育成・確保【再掲】

エ 企業スポーツとの連携による指導者育成

② スポーツ推進委員の育成・確保

スポーツ推進委員の育成・確保を図るため、市は研修会を開催するとともに、国・県の協議会が開催する研修会への参加についても支援します。

ア スポーツ推進委員研修会の開催

イ 各種研修会への参加とその支援

③ スポーツボランティアの確保

スポーツイベントやスポーツ大会を開催するうえで、ボランティアの確保も重要です。このため、各ボランティア団体と連携し、また、企業の地域貢献としてのボランティア活動も活用しながら、スポーツボランティアの確保に努めます。

ア ボランティア団体との連携によるスポーツボランティアの確保

イ 企業ボランティアの活用

(2) 選手強化施策の充実

本市出身の者又は本市にゆかりのある者が、全国の大会や国際大会で活躍すること、オリンピック・パラリンピックで活躍することは、市民にとって誇りであり、夢や感動を与えるとともに、スポーツへの関心・意欲を高めることにも繋がります。

また、令和12年（2030）には、島根県において島根県国スポ・障スポが開催される予定です。

このため、特に、ジュニア期（小学生・中学生）に着目した育成強化に取り組むとともに、**国スポ・障スポや東京**オリンピック・パラリンピック**等**の出場を目指しているアスリートに対して支援するなど、アスリートの育成や支援に積極的に取り組んでいきます。

① ジュニア期におけるアスリートの育成強化

全国や世界で活躍できるアスリートの育成を図るため、市は、特にジュニア期（小学生・中学生）にスポットを当てて、アスリートの育成強化の取組を進めます。

具体には、スポーツ協会の競技団体を通し、スポーツ医科学（メディカルチェック、栄養指導など）機関とも連携を図り、アスリートの育成強化に取り組むこととし、市はその取組を支援します。

また、その育成強化策の一環として、全国大会・中国大会に出場する児童・生徒への大会派遣費の補助なども引き続き行います。

さらに、企業スポーツに所属するトップアスリートによるスポーツ教室を実施することにより競技力向上を図ります。

ア ジュニア期（小学生・中学生）アスリートの育成・支援

イ 小学生・中学生への大会派遣費補助（全国大会・中国大会）

ウ 国際スポーツ競技大会出場者への激励金の贈呈

エ 企業スポーツとの連携による競技力向上

② トップアスリートの競技力の向上

国際大会に出場するアスリートや全国大会に出場する者に対して、激励金の贈呈を引き続き行うとともに、企業スポーツに所属するトップアスリートからの指導を受けることで競技力向上を図ります。

ア 国際スポーツ競技大会出場者への激励金の贈呈【再掲】

イ 全国大会出場者への激励金の交付

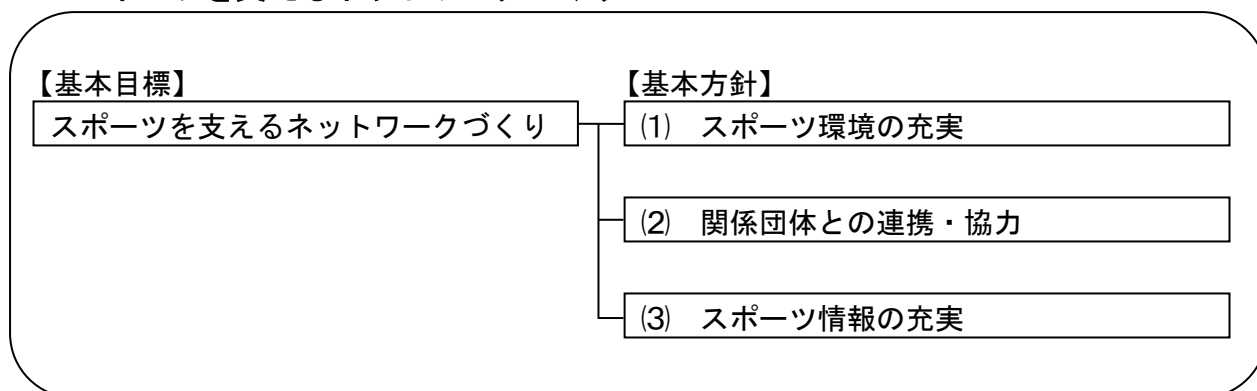
ウ 企業スポーツとの連携による競技力向上【再掲】

③ 国民スポーツ大会を見据えた競技力向上

島根県で開催される国民スポーツ大会を見据えた競技力向上は、県や競技団体との連携を図りながら進めていきます。

ア 国民スポーツ大会を見据えた競技力向上

3 スポーツを支えるネットワークづくり



(1) スポーツ環境の充実

出雲市には、出雲健康公園出雲ドームや宍道湖公園湖遊館など特色あるスポーツ施設をはじめ、市内各地に様々なものがあり、スポーツ活動の場として、広く市民に提供しています。

今後とも、スポーツ施設の長寿命化や効果的・効率的な施設運営に努めるとともに、老朽化が進む施設については、平成27年（2015）3月に策定した「出雲市公共施設のあり方指針」に沿った取組を進めていきます。また、スポーツ環境に対する市民ニーズに対応するため、新体育館の建設を着実に進めていきます。

また、今後、更なるスポーツの推進を図るため、スポーツ団体の役割や機能を十分に発揮できるようネットワーク化を図るとともに、それぞれの団体の組織強化に取り組みます。

さらに、市民がスポーツ施設を使用する際に、その利便性の向上を図るため、市のホームページを活用した情報発信に努めます。

以上のような取組を実施することにより、スポーツ環境の充実を図ります。

① スポーツ施設の管理運営と新たな整備促進

市民が身近な場所でスポーツができるよう、引き続きスポーツ施設の適正な管理運営を行います。また、老朽化が進む施設の取扱いを検討する一方で、スポーツ施設の拡充に向け、新体育館の建設を進めます。県立スポーツ施設については、陸上競技場、野球場の改築整備を県に要望し実現を目指します。

ア スポーツ施設の適正な管理運営

スポーツ施設の管理については、住民サービスの向上と経費節減を図るため、引き続き指定管理者制度を導入し、民間事業者等が有するノウハウを活用して効果的・効率的な管理運営を行います。

イ 新体育館の建設

17万都市にふさわしい、市民の活動拠点として、市民に愛され、親しまれ、利用しやすい体育館として、整備運営事業者との連携を密にし、令和6年(2024)春の開館に向け、事業を着実に進めていきます。

ウ 県立スポーツ施設の整備促進

県立浜山公園は、全国レベルのスポーツ大会やイベントが開催できる県内屈指の総合スポーツ拠点であり、市民のスポーツ活動にとっても重要な施設です。陸上競技場は、県内唯一の第1種公認の競技場であり、野球場については、バックスタンド部分の改築工事は行われました。しかしながら、いずれの施設も多く観客が集まる大規模なスポーツイベント等の誘致には、更なる整備が必要であることから、改築整備の要望活動に努めます。

エ スポーツを継続できる環境づくり

市民が生涯にわたってスポーツに親しむことは、心身の健全な発達に必要不可欠なものであります。しかしながら、部活動からの引退、就職、出産など、様々なライフイベントにおいて、スポーツから離れてしまう人も存在します。

誰もが楽しみながらスポーツを継続できるよう、働き盛りでも身近な場所でスポーツができる環境を整え親子でスポーツに参加できる機会を創出する等スポーツを継続できる環境づくりに努めます。

オ 学校施設開放によるスポーツ活動の場の提供

市民のスポーツ機会の拡充に向け、小学校・中学校の屋内運動場、屋外運動場等について、引き続き積極的に一般開放するほか、廃止となった小・中学校についても、可能な限り市民のスポーツ活動に利用できるよう取り組みます。

② スポーツ団体の組織強化と活性化

市内では、スポーツ協会、スポーツ少年団、スポーツ推進委員協議会、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ関係NPO法人等において、様々な活動が展開され、スポーツの推進が図られています。

今後、更なるスポーツの推進を図るため、それらの団体の役割や機能を十分に発揮できるようネットワーク化を図り、それぞれの団体の組織強化に取り組みます。

ア スポーツ協会の組織の見直し

イ スポーツ協会の活性化

ウ スポーツ少年団の活性化

エ スポーツ推進委員協議会の活性化

オ 総合型地域スポーツクラブの活性化

カ スポーツ関係NPO法人等の活性化

(2) 関係団体との連携・協力

中学校・高校の部活動では、部活動改革が進められ部活動指導員の導入が進められています。今後も学校とスポーツ団体との連携強化により部活動指導員の育成確保を図っていきます。

また、スポーツ医学等の専門的立場である大学等を含む学校等との連携や、スポーツ協会、スポーツ少年団、スポーツ推進委員協議会、総合型スポーツクラブ間の連携の強化を促進します。

このほか、スポーツの推進と地域の活性化を図るため、地域間で行われるスポーツを通じた交流イベントや、スポーツを通じた国際交流を促進します。

① 学校等とスポーツ団体との連携

学校部活動等の指導者の充実を図るため、スポーツ団体と学校等のネットワークの構築に取り組むとともに、指導者情報の提供を目的に、スポーツリーダーバンクの構築に向けた取組を進めます。

- ア 保育園・幼稚園とスポーツ推進委員、スポーツ指導者等との連携の促進
- イ 小学校とスポーツ団体の連携促進
- ウ 中学校・高等学校とスポーツ団体の連携促進
- エ スポーツリーダーバンクの再構築【再掲】
- オ 部活動における部活動指導員の育成・確保【再掲】
- カ 学校施設開放によるスポーツ活動の場の提供【再掲】
- キ 大学等とスポーツ団体との連携の促進

② スポーツ団体間における連携の促進

本市では、スポーツ協会をはじめとする、スポーツ団体が行う様々なスポーツ活動により、スポーツの推進が図られています。

更なる推進を図るため、スポーツ団体間のネットワーク化を促進します。

- ア スポーツ団体間のネットワークの構築

③ 子育て支援団体との連携・協力

スポーツによる子育て支援に取り組むため、スポーツ団体やスポーツ推進委員と、放課後子ども教室や児童クラブが連携するシステムづくりに努めます。

- ア スポーツ団体と放課後子ども教室や児童クラブとの連携・協力
- イ スポーツ推進委員やスポーツ指導者等と放課後子ども教室や児童クラブと

の連携・協力

④ スポーツにおける連携強化と交流の促進

幅広いスポーツ交流は、競技力向上や競技種目の振興に資するとともに地域活性化にもつながるため、各スポーツ団体が、市外、県外の団体とスポーツ大会や強化試合などを行う広域的な交流や国際スポーツ交流についても促進していきます。

また、企業スポーツとの連携・協力によりトップアスリートとの交流を行っていきます。

ア 広域的な地域間交流の促進

イ 国際スポーツ交流活動の推進

ウ 企業スポーツとの連携・協力

(3) スポーツ情報の充実

市民のスポーツに対する関心を高め、参加を促すためには、充実したスポーツ情報の提供が必要です。

市民の主体的なスポーツ活動を推進するため施設予約システムの構築やオンライン配信を活用したスポーツ教室の実施等、デジタル技術の進展に応じた活用を進めます。

また、市民がスポーツイベント等の情報を得やすくするため、市ホームページやSNS、広報誌等により、スポーツイベント等の情報を提供するとともに、より利便性を高めるホームページの改善に取り組みます。

① デジタル技術活用の推進

スポーツ施設の利便性を高め、スポーツ活動の参加を促すよう施設予約システムの構築を図ります。オンライン配信を活用したスポーツ教室の実施等デジタル技術の活用を進めます。

ア 施設予約システムの検討・構築

イ オンライン配信を活用したスポーツ教室等の検討・実施

② スポーツイベント等の情報発信

スポーツイベントや教室等の開催情報やスポーツ施設の情報等、市ホームページやSNS、広報誌を活用し情報提供に努めるとともに、より利便性を高めるホームページの改善に取り組みます。

ア 市ホームページ、SNS等を活用した情報の発信

第5章 計画の推進

1 計画推進のための役割

本計画に定める基本目標を実現するため、市、市民及びスポーツ団体の役割は、次のとおりとします。

(1) 市

- ① 市は、市民やスポーツ団体が、本市が進めるスポーツ推進の基本理念の実現に向かって、市民やスポーツ団体が相互に連携・協力できるよう支援します。
- ② 市は、スポーツ団体がそれぞれの目的にあった役割を十分に発揮できるよう、情報の共有化を図るとともに、適切な支援に努めます。
- ③ 市は、各種スポーツ大会・教室の開催、大型スポーツイベントの招致・開催及びスポーツ施設の整備と有効活用を図り、市民にスポーツに触れる機会をより多く提供できるよう努めます。
- ④ 市は、多様化する市民のスポーツに対するニーズに対応できる指導者を育成するとともに、地域を代表し国内外で活躍するスポーツ競技者にも対応できる優秀な指導者の発掘・確保に努めます。

(2) 市民

市民は、自らがスポーツによるまちづくりの担い手であるという立場から、それぞれがスポーツに対する関心を培い、市やスポーツ団体が行う多様なスポーツ事業に積極的に参加します。

(3) スポーツ団体

- ① スポーツ団体は、市のスポーツ推進施策への積極的な参加・協力を努めるとともに、市が行うスポーツ推進施策と連携しつつ、自らのスポーツ活動により、スポーツのまちづくりに貢献します。
- ② スポーツ団体は、講座・研修会の開催及び関係団体との連携により、指導者の育成及び競技力の向上に努めます。

(4) 学校等

- ① 学校等は、幼児・児童・生徒の体力向上や運動機会確保のため、学校体育等の充実に努めます。
- ② 学校等は、学校施設開放により、市民にスポーツ活動の場を提供します。
- ③ 学校等は、スポーツ団体との連携による部活動指導者の育成・確保に努めま

す。

(5) 民間企業・大学等

民間企業・大学等は、保有する人材や情報等の資源の活用により、スポーツのまちづくりに協力します。

2 計画の進行管理

本計画を着実に推進するため、出雲市スポーツ振興審議会において、その進捗状況を定期的に把握し、事業を検証・評価するなど、適正な進行管理に努めます。

【資料編】

第２期出雲市スポーツ推進計画策定経過

	開催日	主な内容
第１回審議会	令和３年５月２０日	１ 諮 問 ２ アンケート結果検証について（意見交換）
第２回審議会	令和３年７月２９日	１ 一般市民アンケート（年代別）の結果について ２ 現計画（平成２８年度～令和３年度）の事業実績による検証について
高校生によるワークショップ	令和３年８月２４日	スポーツ振興のためのワークショップ開催 島根県立出雲商業高等学校 生徒２０名 テーマ「出雲市のスポーツを盛り上げるために必要なことは？」
第３回審議会	令和３年８月２７日	１ 高校生によるワークショップの結果について ２ 新計画の体系（案）について
第４回審議会	令和３年１０月２１日	１ 新計画（案）について ２ 数値目標の設定について
第５回審議会	令和３年１１月２５日	１ 新計画（案）について
パブリックコメント	令和３年１２月１０日 ～１月１０日	パブリックコメントの実施
第６回審議会	令和４年２月３日	１ パブリックコメントの実施結果について ２ 新計画（答申案）について

出雲市スポーツ振興審議会 委員名簿

【任期：令和２年(2020)４月１日から令和４年(2022)３月３１日まで　２年間】
《５０音順》

役 職	氏 名	所 属
会 長	成相 善美	出雲市体育協会 会長 島根県体育協会副会長
副会長	安喰 公美	レクリエーションスポーツ代表
委員	青木 敏章	出雲市体育協会 副会長 出雲市陸上競技協会 会長
	天根 佑介	島根県立出雲養護学校 教諭
	大森 正義	出雲市スポーツ少年団 本部長
	久家 彰	出雲市生涯学習委員 島根県スポーツ推進委員協議会 会長
	佐々木由紀子	出雲市スポーツ推進委員
	水津 則義	島根県高等学校体育連盟 副会長 島根県高等学校体育連盟 出雲地区代表 出雲商業高等学校 校長
	手銭 俊夫	出雲市小学校体育連盟 会長 出雲市立多伎小学校 校長
	野津 修一	出雲市身障者福祉協会 副会長
	寺本 淳一	出雲市議会スポーツ推進協議会 会長
	藤江 勲	出雲市中学校体育連盟 会長 出雲市立第三中学校 校長
	三島 武司	出雲市教育委員会 副教育長
	矢田 栄子	特定非営利活動法人出雲スポーツ振興２１ 事務局長
	山根 千恵美	出雲市スポーツ推進委員

○出雲市スポーツ振興審議会条例

(平成 17 年出雲市条例第 343 号)

改正 平成 20 年 3 月 17 日条例第 20 号 平成 22 年 3 月 24 日条例第 13 号

平成 23 年 9 月 30 日条例第 69 号 平成 27 年 3 月 25 日条例第 26 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、21 世紀を担う子どもたちが、従来の学校体育・部活動だけに依存するのではなく、学校外で地域と一体となったスポーツ活動ができるような環境を整えるとともに、多様なニーズに対応できる生涯スポーツ社会の実現を目指して、出雲市スポーツ振興審議会(以下「審議会」という。)を設置し、必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議し、意見を答申する。

- (1) スポーツ振興計画に関すること。
- (2) 少年スポーツ振興事業など人材育成事業に関すること。
- (3) スポーツ団体の育成に関すること。
- (4) スポーツ事業の実施及び奨励に関すること。
- (5) スポーツ施設及び設備に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの振興に関すること。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 特別な事項を調査・審議するために必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 各種団体の代表者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 臨時委員は、前条第 2 項に規定する特別事項に関する調査・審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に、会長及び副会長を各 1 人置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員の報酬及び費用弁償)

第7条 委員の報酬及び費用弁償は、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償等に関する条例(平成17年出雲市条例第36号)の規定を適用する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、市民文化部文化スポーツ課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年3月17日条例第20号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月24日条例第13号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年9月30日条例第69号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日以後最初に斐川地域から選出される委員の任期は、この条例による改正後の出雲市スポーツ振興審議会条例第4条第1項の規定にかかわらず、平成24年7月31日までとする。

附 則(平成27年3月25日条例第26号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。